

I K G の
旅館経営再生塾

第八回

少人数私募債
のメリット

(執筆 飯島賢二)

なぜ今、少人数私募債
(以下私募債という)な
のか、前回、紙面の都合
上述べることができな
った。それは一言で言え
ば、中小企業にとってメ
リットが沢山あるからに
他ならない。

まず第一は、銀行交渉
が不要なことにある。銀
行に融資を申し込むと、
色々な書類の提出を要求
される。歩積みや拘束預
金も言われるかもしれな
い。私募債は直接金融ゆ
え、これら全て不要であ
る。

第二は、私募債は証券
取引法の適用除外要件で
あり、煩雑で面倒な行政

手続が不要なこと。従っ
て担保も不要。
また、貸し渋りの時代
に資金調達の多様化が図
られ、投資家・取引先の
信用力を高めることにも
なる。

銀行借入だと、直ぐに
待ったなしの毎月返済が
始まるが、私募債は償還
期限が来るまで、元本の
返済がないため、安定し
た中長期の資金確保がで
きる。また預金の拘束も
なく、社債の利息は通常
年一回の後払い、実質金
利は高くない。社債
利息は全額損金だが、増
資による株式配当は、法
人税等を払った後の未処
分利益の支出であり、調
達コストを比べると最も
安価である。

社債権者も、超低金利
である預金よりは、縁故
債の方がメリットあるこ
とも見逃せない。

少人数私募債、十分、
検討の余地ありと思うが
いかがなものか。